

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
と畜場法(昭和28年法律第114号)第8条	解任命令	生活衛生課

1 法第8条に基づき、と畜場の管理者に対し、衛生管理責任者の解任を命ずる場合の審査基準は次のとおり。

衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとして保健所長が認めること。

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (2) 法第7条第2項に規定する職務を怠つたとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。